

## 高橋由記

# 生昌描写と大進生昌

### 一 はじめに

『枕草子』における日記的章段の最初のものに、第五段「大進生昌が家に」（1）を挙げることができる。この段の史実年時は周知のことく、定子が敦康親王出産のために長保元年（九九九年）八月に生昌邸に行啓したことであり、中関白道隆墓後つまり田畠千恵子氏のいわれる後期章段に属する（2）。中関白家盛時の前期章段よりも没落後の後期章段のほうが量的に「笑い」が多いことは、指摘されるところであり（3）、また「笑い」の質の違いについても多くの論じられている。事実この第五段には『枕草子』の章段の中でも特に多い十一例の「笑い」が描かれているが、そのうち十例が大進生昌に関するものであり、「笑われる存在としての生昌」の役割は非常に重要と思われる。生昌がなぜ清少納言に笑われたのかについては諸氏により解釈がなされているが、生昌の貴族としての處世術が嘲笑の対象となつたとの説も見られるようである。

そこで男性貴族としての生昌を中関白家の関係を中心に考察し、生昌が中宮定子サロンにどのようにとれえられていたかを探つてみたい。引いては清少納言の生昌描写、もしくは生昌に対する「笑い」についても考えてみたいというのが本論の意図するところである。

生昌への諸氏の評価は大きく二つに分かれると思われる。それはそのまま生昌に対する清少納言の「笑い」についての質に関する評価ともつながるものであろう。

生昌に好意的な見解は、不遇の定子に奉仕した人物ととらえるものである。そこで生昌邸に行啓のあつた第五段の史実年時までの定子の状況を探つてみたいと思う。

長徳元年（九九五年）四月中関白道隆が薨じると、伊周・道長の政権争いがおこり、それに破れた中関白家は没落の一途をたどりていく。中宮定子の身辺もあわただしくなり、翌長徳二年五月一日に定子は落飾する。それより以前のこととして同二年三月四日の職の御曹司から二条北宮への行啓の記事を挙げることができよう。この年正月に伊周・隆家の従者が花山院を誤射し、二月十一日に罪名の勘申があり、伊周・隆家の有罪は確定されたといつてもよい。さらにそれだけでなく同日の『小右記』には「中宮行啓延引之由云々、仍召外記（林）相門、取案内於宮及頭中将（藤原齊信）・今日無行啓云々」と記されており、定子の行啓が延引されたことがわかる。この行啓は身内の不祥事に対する定子の謹慎の意を込めたものであ

### 二 生昌邸行啓前の定子

つたろうが、定子の謹慎よりも伊周・隆家の罪名の勘申の方が早く行われてしまつたのである。延期された行啓は三月四日に行われたものの、それも以下のような有様であつた。

今夜中宮出御二条北宮、外記申云、左馬寮依進怠状、不能供奉者、仍奏事由之處、仰云、今日免給了、早可令供奉者、即仰外

記参中宮、御坐嚴御曾司、時之、「々」雨降、入夜弥倍、左大弁（平）

惟仲・右兵衛督（源）俊賢扈從、自余公卿皆悉申障、不用御輿、

御檳榔毛御車、戊剋出御自陽明門、里第無饗、

これは同日条の『小右記』であるが、この記事をみると公卿がこと「ごとく障りを申し、平惟仲と源俊賢のみが扈從したこと・御輿ではなく檳榔毛の車を用いたこと・里第では饗がなかつたことが理解できる。謹慎の意を込めた行啓であるゆえにとりわけ質素にした可能性もあるが、実資がわざわざ記述しているのであるから、この行啓は前代未聞のものだつたのだろう。特に檳榔毛の車を用いた出御に関しては『小右記』永延元年（九八七年）二月七日条の中宮尊子の行啓の記事が参考にならう。

亥時遷御四条宮、可用御車之定畢、仍被申太皇太后（昌子内親王）御車、而從主殿寮候御輿、太所奇也、公卿被定申云、尋常已用御輿、而狐疑可用御車也、今不御道理、（後略）

行啓には御輿を用いるのが尋常であり、御車も例外であったことがわかる。事実檳榔毛の車は『枕草子』第五段では清少納言をはじめとする女房が使用しており、中宮の出御に用いられるようなものはなかつたはずである。この行啓は例外中の例外ととらえてよいと思われる。

長徳の政変後の定子は、中宮としての体裁の整わない不如意な状

と時光の参入により、戊剋に出御した。『小右記』によれば上卿に実資も召されたことがわかる。上卿の不参は、道綱と齊信を率いて宇治に逍遙を決行してしまつた左大臣道長に憚つたものと考えられるが、道長の行動は実資に「似妨行啓事」と記述されるほど露骨なものであつた。道長に疎まれ公卿に見放された定子の状況は悲惨であつたと思われる。『権記』にある「今日行啓事、依上卿之不参非可延引、」という記載は、ある意味では実際に行啓が延期される可能性のあつたことを示しており、同時に當時頭の弁であつた行成がいかに奔走したのかを読みとることができる。定子のお産はこの年の十一月七日であるから、八月九日の退出はそれ以上遅らせることができないものであつたのだろう。

定子は生昌邸で第一皇子敦親王を出産し、翌長保二年二月十一日に一条院に参内するが、それは彰子の立后と引き替えであつた。当日の『御堂関白記』には「中宮参内給、神事之日如何、事与毎相違」と記述され、いつたん出家した定子の参内に対する不快感が表れている。もちろんこれは自身にとつても長女彰子にとつても定子が邪魔であつたことの裏返しでもあろうが、道長に疎まれた定子の参内には、貴族達も批判的であった。そのことに關し三田村雅子氏は、

態であった。中宮職においても長官の大夫は道長が辞任した後四年間空白であり、特に長保元年七月からの半年は大夫・権大夫ともに不在だつたから（4）、定子に好意的な公卿は数えるほどしかいなかつたことは明らかであった。

### 三 定子の生昌邸行啓

第五段の史実年時である長保元年八月は、中関白家はすでに没落したといつても過言でなく、定子も名ばかりの中宮であった。三田村雅子氏は職時代の定子を「『后』にして『后』でないきわめて不安定な立場にあつた」と述べられたが（5）、生昌邸行啓はまさに職からの移御であり、中宮でありながら中宮としての体面の保てないものであつた。行啓当日の長保元年八月九日条の『権記』には以下のように記されている。

今日行啓事、依上卿之不参非可延引、且仰外記令誠諸司、且重可遣召上卿之由有 勅許、仍且召外記（慶滋）為政仰事由、且差内堅、遣召上卿之間、右兵衛府生県富永為藤中納言（时光）使到（傍「逢」）大藏卿案内、今日之召事若重者、破物忌可參云々、即余（藤原行成）書消息、申送早可被參之由、亦參職御書司、案内夕行啓事、次亦參内之間、藤納言被參、即仰中宮戊剋可出御前但馬守生昌宅之由、納言云、日者所勞侍、籠侍之間、一昨雖有召由、所勞侍之内、彼日亦有重慎不參、今日重承召由、相扶病破物忌參入也、

生昌邸行啓をめぐる史的考察は下玉利百合子氏の詳細な論があるが（6）、定子の行啓は上卿もそろわないままであり、行成の奔走が理解できよう。

先に述べたように、障りを申し行啓に扈從をしない公卿ばかりの定子を考えたとき、果たして産所として自邸を提供する公卿がいたかどうかは甚だ疑問である。生昌の行動は時局に反するものと見えることができる。また『栄花物語』卷五（8）には長徳三年（九九七年）のこととして「此御子なども生れ給ふべかりしかば、平中納言惟仲（が）知る所有けり、それにぞ女院など仰られて住ませ給ける。（上二八二ページ）」という記述がある。長徳三年前後誕生の御子となると二年十二月十六日誕生の脩子のことであるが、脩子が生まれたのは小二条宅であるから、これは事実をそのまま伝えてゐるものではない。『栄花物語』の史実年時は義子・元子入内の順番がそうであるように曖昧であり、特に定子の職時代と敦康懷妊に関しては道長・誼子に都合よく改作されている。「女院など仰られて」と誼子が定子を気遣い、惟仲に知行所を提供させたかのような描写がなされているのも事実とは程遠いものである。したがつて惟仲が定子に在所を提供したとすれば、それは惟仲の好意であると考えられよう。また史実と考え合わせれば敦康誕生の生昌邸こそ、『栄花物語』にいう「平中納言惟仲（が）知る所」と合致するのである。平中納言惟仲は生昌の兄だからである。よつて『栄花物語』のこの描写は、脩子と敦康を混同して書かれたものと解釈できようと思われるのである。

また『栄花物語』卷五には敦康の出産に關して「さゞとのゝしり騒ぐ程に、哀に頼しき方なし。只この但馬守ぞ、万頼しう仕うまつる。(上一八八ページ)」という記述もある。この但馬守とは生昌の事であり(9)、「」では生昌一人が定子に勤仕していたと書かれている。「哀れなる定子」のみを描寫する『栄花物語』が、どれほどの眞実を伝えていたのかは定かではないが、定子の状況の一端を把握することはできよう。生昌と兄惟仲は定子に好意的な態度を取つてゐるととらえることができるるのである。

#### 四 伊周入京密告について

しかし一方では、生昌の立場を反定子すなわち道長方と解する説もある。それは伊周入京事件に關係がある。事件の前後關係は『栄花物語』卷五に詳しいが、母貴子の病を聞いた伊周は配所の播磨を抜け出し密かに京に戻る。その入京を密告したのが生昌とする説である。以下がその根拠となつた『小右記』長徳二年(九九六年)十月八日条の記事である。

権帥(藤原伊周)密々京上、隱居中宮(藤原定子)云々、自夜部有其聞令〔云々〕、且差右衛門權佐(源)孝道被・(申)事由於后宮、已被奏無実之趣、孝道朝臣以下使官人等候彼后宮、差左衛門尉(藤原)季雅・志(錦)為信遣幡〔幡〕廣、被実檢權帥之有無、又帥京上告言既有其人、近則中宮大進(平)生昌、是左府〔府〕所被談說也。(後略)

この記事によると、伊周の入京を密告したのが生昌であるといふとを道長が實資に語つたことになる。萩谷朴氏も『枕草子解環』の位、皆是告言外帥(藤原伊周)入京之由賞云々、「とあり、ここにも生昌は書かれていない。この『小右記』とほぼ同じ記事は『日本紀略』の同日条にあり、信用してよいと思われるのである。

にけり。(上一七七ページ)

となつており、生昌は出てこない。先に挙げたように『栄花物語』における生昌が「哀れな定子」を支える人物をしてとれえられていることを考え合わせれば当然かもしけないが、この描写が事実であることは充分期待できるものなのである。伊周入京密告に関する叙述位が長徳二年十一月十日にあつたことが『小右記』に書かれているが、それによると「(平)孝義朝臣加一階、左衛門尉(平)倫範叙位、皆是告言外帥(藤原伊周)入京之由賞云々、」とあり、ここにも生昌は書かれていない。この『小右記』とほぼ同じ記事は『日本紀略』の同日条にあり、信用してよいと思われるのである。

#### 五 定子崩御後の生昌

第一皇子敦康に続いて第二皇女媛子の出産も生昌邸であり、定子の密告が恥すべき行為であったことが書かれたとおりであったとすると、傾聴に値する意見である。また河北氏は生昌が伊周の弟隆家の配所である但馬國の守であつた(13)関係から、伊周入京の情報を得た可能性を説かれたが(14)、それも充分考えられることである。もし仮に密告者が生昌であつたとしても、伊周逮捕に消極的だったことも明らかであるから、生昌の微妙な立場を窺い知ることができよう。積極的な道長方ではなかつたわけである。

中で伊周入京に触れて「伊周入京潜伏の事実を道長方に通報したのが中宮大進生昌であり、太宰權帥としての伊周の身分について監督の立場にあるのが勘解由長官惟仲という兄弟であつた。」と述べておられる(10)。しかし長徳二年当時の勘解由長官は惟仲ではなく源俊賢であることは『公卿補任』から確認ができる、さらに生昌の密告に関しても安藤重和氏が異論をとなえておられる(11)。生昌を密告者として決定するには疑問視される点がいくつかあるというのである。それはつまり第一に『小右記』によると生昌は「召問」されているが密告者をわざわざ正式に「召問」する必要性がないということ。次にその「召問」に対しても生昌が「權帥出家」と答え、それが「定不慥、可実檢」とあるように信用されていないこと。さらには生昌を「召問」したあとも伊周の潜伏先は不明で、翌十月九日に「使官人」の「右衛門尉(平)倫範」の通報によつてようやく中宮御所と断定できたこと、である。また入京密告に関する『栄花物語』の記述は、

さても此御事は、越後前守平の親信と云人の子、いと数多有ける中に、右馬助孝義といひて、歌うたひ、折ふしの陪從などに召さるゝ有けり、それが申出たる事也ければ、「公家の御ためにうしろやすき事申出でたり」とて、加階給はせたりければ、よろこびいひに父がもとにいきたりければ、親信朝臣「いづこにたがもとてこゝには来つるぞ。おほけなくつれ無も有かな。か(う)やうの事は、我らが程の子などのいひ出づべきにあらず。かゝることは、ゑびす・町女などこそいへ。あさましう心憂きことを云出て、人の御胸を焼きこがし歎を負ふ、よき」と成や」とて、いとはしたなくいひのゝしりければ、あまへて出

の密告が恥すべき行為であったことが書かれたとおりであつたとすると、傾聴に値する意見である。また河北氏は生昌が伊周の弟隆家の配所である但馬國の守であつた(13)関係から、伊周入京の情報を得た可能性を説かれたが(14)、それも充分考えられることである。兄惟仲夢後の生昌は資料が少ないので、『御堂闇白記』には寛弘五年(一〇〇八年)五月十一日と寛弘七年五月十四日、さらに寛弘八年五月八日に非時、つまり道長家の仏事の食事を奉仕したことが書かれている。この段階で生昌が道長家の家司として仕えていたと考えることもできる。しかし非時を奉仕した寛弘五・七・八年の間になる寛弘六年三月二十日には定子所生の第一皇子敦康の別当に補されている。『権記』には

今夜頭弁〔道方〕于一宮〔敦康〕別當被補、亦以生昌朝臣同還

補、道行〔惟仲男〕亦同、件道行前日被仰、今日相加可仰由予申左府、

と記載されている。「還補」とあることより生昌は以前にも敦康の別當を勤め、このとき再び任じられたことになる。生昌にとつて敦

(注「」筆者)

は『尊卑分脈』に名はないが他資料には見え(12)、その親である

越後前守親信は桓武平氏直材の男である。直材は生昌の父珍材と兄弟であるから、親信と生昌は従兄弟という間柄になる。身分ある者

康はいわば自邸で生まれた親王であり、緊密な関係を想像させるのであるが、しかし寛弘五年九月には後の後一条となる敦成が、さらには寛弘六年十一月には後の後朱雀敦良が誕生しているので、第一皇子敦康の立場は非常に微妙であった。定子崩御後の敦康について

は下玉利百合子氏が「持ち駒の時期」「使い捨ての時期」「孤絶の時期」「杳かなるその晩年」「薨逝とその前後」に分けられ論じておられる(15)。氏は長保三年(1001年)八月三日に敦康が中宮彰子の猶子になつてから、第二皇子敦成が誕生するまでの約七年間を「持ち駒の時期」とされ、この間の敦康が眞の外孫敦成が誕生するまでの大切な持ち駒であり、伊周・隆家といった伯叔父との接触も公には不可能であつたほどに道長方に組み込まれていたことを検証された。したがつて、この時期の敦康の宮司を勤めたのであれば、とりもなおさず道長の意を受け入れたとの解釈も可能である。

しかし寛弘五年九月に敦成が誕生してからの敦康が道長にとって「利用価値を喪失した」皇子であったことは氏の論じられたところである。しかし同時に全く皇位繼承権の埒外に去つたというわけでもなかつたことも諸氏により説かれている(16)。このことは一条帝崩御の際の『權記』の記録により明らかであるが、『栄花物語』巻九及び巻十三の記述も参考になろう。巻九には一条帝の譲位に関して、

「春宮には一宮をとこそおぼしめすらめ」と、中宮の御心の中にもおぼし撻てさせ給へる(上三〇一ページ)

中宮は若宮の御事の定りぬるを、例の人におはしまば、ぜひなく嬉しうこそはおぼしめすべきを、「上は道理のまゝにとこそはおぼしつらめ。かの宮も、さりともさやうにこそはあらめ

どおりの関係を続けることを余儀なくされていると読みとることができるのである。道長に完全に信用されているとは言い難いのではなかろうか。一方の生昌もそのような立場に甘んじているかに見せながら、その実敦康の復権の可能性にもまんざら賭をしていないわけでもないといつたような第一階級特有のバランス感覚が働いていよいよ思われる所以である。

生昌が道長家の非時を奉仕したこととは、摂関政治全盛期の受領階級の貴族にとつては当たり前のことであり、このことがそのまま道長へのみの追従ととらえることはできないと思われる所以である。

## 六 生昌に関する「笑い」

はじめに述べたように『枕草子』第五段には十一例の「笑い」が描かれており、そのうち十例が生昌に関するものである。そこであらためて第五段における「笑われる存在としての生昌」というものについて考えてみたい。生昌が笑われた理由は諸氏により解釈が異なるが、生昌を反定子方ととらえるとき「笑い」は清少納言の侮り・憤りの気持ちの表れである「嘲笑」となる。しかし生昌が定子に好意的な人物であったことはこれまで述べてきたとおりであり、侮蔑の「笑い」とは解釈できない。また生昌に好意的な解釈のうちでも、生昌の人となりを愚鈍なるものととらえることにも賛成しかねる。この章段が後期章段に当たることを考えれば、三田村氏が論ぜられた(18)ように「(笑い)を獻ずる犠牲者」としての生昌の役割がクローズアップされてくるだろう。

第五段の笑いのうち生昌に関するものを記述されている順にあ

とおぼしつらんに、かく世の響により、引き違へおぼし撻つるにこそあらめ。さりともと御心の中の歎かしう安からぬ事には、これをこそおぼしめすらんに、いみじう心苦しういとをしう。

若宮はまだいと稚く在しませば、自ら御宿世に任せてありなんものを」など、おぼしめいて、殿の御前にも、「猶この事いかでさらでありますにしがなとなん思侍る。かの御心の中には、年頃おぼしめしつらん事の違ふをなん、いと心苦しうわりなき」など、泣くくといふばかりに申させ給へば、(後略)

(上三〇二～三〇三ページ)

という記述があり、彰子も敦康の立坊に賛成であったことが書かれている。また巻十三でも小一条院が東宮を退位する代わりの新東宮として彰子が敦康を推薦したことが記述され、『大鏡』にも同様の記載がある。その史的裏付けとされた『權記』寛弘八年五月二十七日条の「後聞、后宮奉怨丞相給云々」という記事については必ずしもそう読めないことを下玉利氏は実証されたが(17)、彰子の真意はどうともかく、世間にみて敦康にも立坊の可能性の残されていたことを示す資料ではあると思われる所以である。

生昌の宮司奉仕は寛弘六年であるから、史実としては敦康が二度にわたり立坊できなかつた『栄花物語』の巻九及び巻十三より以前のことになる。したがつて彰子所生の敦成がすでに誕生しているもののまだ二歳であり、当時十一歳の敦康にも立坊の可能性は十分にあつた。またそのことが道長にとつては脅威であつたから敦康の立場は非常に微妙であつたはずである。ここにみる生昌の態度はもちろん反道長派を標榜するものではないが、道長体制内に取り込まれながらも道長にとつては価値を失つてしまつた親王にこれまで

げていくと、「門」に関するもの一二例・清少納言の局への深夜の訪問に關するもの一四例・言葉遣いに關するもの一三例・行動の無骨さに關するもの一例である。この中の最後の例は清少納言の局訪問とも関わりがあるので、大別すれば「笑い」の元は三事項といふことにならう。

まず「門」に関する「笑い」であるが、これは金子元臣氏が指摘されたように(19)この行啓が道長が宇治に遊覧してしまったなど、定子にとつてはなはだ不如意なものであつたことへの裏返しと考えることができよう。さらに塩田良平氏は「相手が顯官ならばブツブツぐらいでがまんしたろうが、たかが六位程度の生昌だからたまらない」と述べられたが(20)、相手が低位の者ゆえなおさらであつたということであるうか。ここに清少納言の身分意識を見るのもできようが、ともあれ行啓の次第は無視することのできない要因であろう。また『枕草子』によると櫻柳毛の車が北の門に入らず、清少納言たちは殿上人のみならず地下にも姿を見られたことが書かれおり、これは容姿に自信のなかつた清少納言だけではなく、女房であらうとも耐え難いものであつたはずである。不本意な行啓と姿を晒さなければならなかつた屈辱とが生昌を「笑う」行動に表されたのではないだろうか。

また清少納言の局への訪問に關するものとしては、加納重文氏が「それにしても妙に共感を誘うのは、大進生昌の武骨の所作である。夜這いに来て、障子のもとで『よろしいですか〜』と尋ねる馬鹿がどこにいる。いかにも『あけむとなれば、ただ入りねかし』と、清少納言の言う通りである。」と述べられた(21)。氏は生昌に対しても「逆境の主人定子を迎えてくれたことについて、何がし

かの感謝の念を抱いている生昌」と解され、さらにこの段の「笑い」は滑稽のそれであり「愚鈍な生昌とそれを嘲笑する清少納言」とどちらことを的外れとされた。この局訪問は翌朝さく定子に報告されており、清少納言にとつては恰好の話題であったと考えられる。生昌の洗練されていない所作が「笑い」の元となつたとどちらよいと思われる。

最後に言葉遣いに関するものであるが、「汗衫」のことを「相のうはおそひ」と表現することは、萩谷朴氏が指摘された(22)よう『枕草子』第三段「おなじ言なれども、きき耳異なるもの」に書かれている「下衆の言葉にはかならず文字あまりたり。」に当たり清少納言の忌み嫌うものであつたと思われる。又「ちうせい」という方言は中宮定子はもちろんのこと、女房にも聞き慣れないことばかりであり「笑う」のも当然であつたろう。

以上生昌は身分・所作・言葉遣いに対して清少納言をはじめとする女房たちに笑われていることがわかる。しかしこれらは生昌の出身に関わるものであり、都に生まれ育つた公卿と比べることが間違いないのではないだろうか。

## 七 おわりに

大進生昌は『枕草子』第五段の主要人物である。その言動は清少納言によつて生き生きと描かれ、そして笑われている。しかし生昌は愚鈍ゆえ笑われたのでも、反定子の立場ゆえ嘲笑されたのでもなかつた。長徳の政変後の定子には公卿でさえも道長に憚り、明らかに好意的態度を示していない。そのようななかで定子に産所として

自邸を提供し奉仕した生昌の態度は道長に追従するものとは解しがたいのである。したがつて第五段の定子のことばにある「いと勤公なるもの」という描写はそのまま受け取つてよいのではないだろうか。また第五段の史実年時以降では、生昌が敦康の宮司を少なくとも二度は勤めていたことから、定子一族とのつながりの強さを感じさせるのである。仮に寛弘年間の非時の記事より、当時の生昌を道長の家司的存在と解釈したとしても定子崩御後のことであり『枕草子』の描写に影響を与えることはなかつたと思われるのである。

清少納言が讃美した男性貴族は道隆・伊周をはじめとする一流の公卿たちであり、生昌とは身分があまりにも違ひすぎる。当然、教養・物腰にも格段の相違があつたはずである。両者を比べることは意味がない。無骨で洗練されていない生昌の所作は、上流貴族に恰好な笑いを提供する当時の受領階級の一般的なものであつたのではないか。伊周のような人物と間近に接してきた清少納言だからこそ、生昌の所作は「笑い」の対象となつたと考えられるのである。宮中を離れた日常の中に「笑う」材料を探るのが後期章段の特徴であることを考慮し、緊張を緩和する生昌の人間性に対する疑義の解消をはかりたい。

### (注)

- 1 章段数・本文はすべて萩谷朴氏校注『新潮日本古典集成 枕草子』による。
- 2 「枕草子・齊信関係章段の位相」『故殿の御服のころ』『故殿の御ために』の段を中心にして(『中古文学論叢』昭和五十八・十二所収)
- 3 原岡文子氏「『枕草子』日記的章段の笑いについての一試論」(『平安文学研究』57輯 昭和五十二・六 所収)
- 4 『公卿補任』『小右記』によると立后と同日(正暦元年十月五日)に定められた定子の中宮職の大夫は道長で権大夫は道綱であるが、翌二年の『公卿補任』の道綱条に「権大夫如元」と書かれていなことから、この時点での道綱の辞任が考えられる。さらに道長も右大臣に任じられた長徳元年六月に大夫を辞しているが、権大夫源扶義(正暦四年七月八日任)は卒去する長徳四年七月まで権大夫のままであつた(『公卿補任』)。その後、中宮職の長官は長保元年正月に平惟仲が大夫に任じられるまで大夫・権大夫ともに欠員。ただし平惟仲も任期半年の長保元年七月八日には辞任のち、定子崩御(長保二年十一月十五日)まで長官は不在のままであつたと考えられる。
- 5 『枕草子 表現の論理』(有精堂 平成七・二所収 初出「枕草子『職の御曹司におはします頃』章段の性格」『国文学研究』昭和五十五・三)
- 6 『枕草子周辺論』(笠間書院 昭和六十一・四所収 初出「試論枕草子の周辺をめぐつて—一世尊寺の花見(補遺の一)」『平安文学研究』69輯 昭和五十八・七)

### 7 5と同じ。

- 8 本文・注はすべて松村博司 山中裕校注『日本古典文学大系栄花物語』(岩波書店)による。
- 9 『栄花物語』補注二八七。
- 10 『枕草子解環』一(同朋舎 昭和五十六)
- 11 『枕草子 大進生昌が家に』の段をめぐる史的考察(『国語国文学報』昭和五十七・三)
- 12 『栄花物語』の頭注では、「孝義」を『尊卑分脈』に「親信」の男として記載のある「行義」と同一人物のように扱つてゐるが、『御堂閑白記』『小右記』『権記』のいずれにも「平孝義」「平行義」両者の名がある。特に『御堂閑白記』寛弘五年四月十八日条には「陪從忠道・(藤原)長能・(藤原)公忠・(平)行義・(平)孝義」と記されており、又『小右記』長和五年三月十二日条にも陪從として両者の名が記載されている。明らかに別人である。
- 13 9と同じ。
- 14 筆者の平成六年中古文学春季大会の発表の際の「指摘」
- 15 『枕草子周辺論 続編』(笠間書院 平成七・二所収 初出「試論枕草子の周辺をめぐつて 第一皇子敦康親王」『平安文学研究』71輯・80輯 昭和五十九・六・六十三・十)
- 16 河北勝氏「藤原行成の『権記』と栄花物語」(『平安時代の歴史と文学』文学編 吉川弘文館 昭和五十六所収)  
加藤静子氏「一の宮敦康親王の周辺」枕草子能因本「めでたきもの」段の背景(『平安時代の和歌と物語』桜楓社 昭和五十)

- 17 『枕草子周辺論 続編』（笠間書院 平成七・二所収 初出「試論  
枕草子の周辺をめぐつて 第一皇子敦康親王」「平安文学研究』  
74 輯 昭和六十・十二）
- 18 『枕草子 表現の論理』（有精堂 平成七・二所収 初出「枕草  
子の「笑ひ」と「語り」」「物語・日記文学とその周辺」 櫻楓社  
昭和五十五）
- 19 『枕草子評釈』（明治書院 大正十・六）
- 20 『枕草子評釈』（学生社 昭和二十九・十）
- 21 『枕草子講座』第二巻（有精堂 昭和五十・十二）
- 22 『枕草子解環』（同朋社 昭和五十六・十）

〈付記〉

本稿は平成六年度中古文学会春季大会（於 白百合大学）における口頭発表をもとに加筆したもので、席上御教示下さいました河北謙先生、松原一義先生に厚く御礼申し上げます。